

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定薬物）            第一条（略）            一〇九十九（略）            百（略）</p> <p>百一 二―（二・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル）            エタンアミン及びその塩類</p> <p>百二（略）</p> <p>百三〽百二十（略）            百二十一（略）</p> <p>百二十二 二―〔ビス（四―フルオロフェニル）メチル            〕スルフィニル〕―N―メチルアセトアミド及びその塩</p>	<p>（指定薬物）            第一条（略）            一〇九十九（略）            百 二―（二・五―ジメトキシ―四―プロピルフェニル）            エタンアミン及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>百一 一―〔（テトラヒドロピラン―四―イル）メチル            〕―H―インドール―三―イル〕（二・二・三・三―            テトラメチルシクロプロパン―一―イル）メタノン及            びその塩類</p> <p>百二〽百十九（略）            百二十 N―（ナフタレン―一―イル）―一―ペンチル―            N―（二―ペンチル―一H―インドール―三―カルボ            ニル）―一H―インドール―三―カルボキサミド及び            その塩類</p> <p>（新設）</p>

類

百二十三 (略)

百二十四～二百一 (略)

二百二 (略)

二百三 一―メトキシ―三・三―ジメチル―一―オキソブ  
タン―二―イル―一―(シクロヘキシルメチル)―一―H  
―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類  
二百四 (略)

二百五～二百三十 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一～四 (略)

五 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

百二十一 四―ヒドロキシ―N―イソプロピル―N―メチ

ルトリプタミン及びその塩類

百二十二～百九十九 (略)

二百 五―メトキシ―N・N―ジプロピルトリプタミン及

びその塩類

(新設)

二百一 五―メトキシ―N・N―ジメチルトリプタミン及  
びその塩類  
二百二～二百二十七 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一～四 (略)

五 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
ナフタレン―一―イル (學術研究又は試験検査の	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(略)	(略)

(略)

(略)

(略)

ローペンチルーHパイ  
ロールー三イル)メタ  
ノン、その塩類及びこれ  
らを含む物

(略)

用途(ただし、第一号に  
掲げる者における場合を  
除き、かつ、人の身体に  
使用する場合以外の場合  
に限る。)